

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月19日

青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県弘前市野田2丁目2番地1

氏 名 津軽保健生活協同組合 理事長 安田肇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0172-33-7515

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	津軽保健生活協同組合 健生病院
事業場の所在地	青森県弘前市扇町2丁目2番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類「P医療・福祉」、中分類「83医療業」
②事業の規模	282床
③従業員数	約700人(令和5年6月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物発生→専用容器へ廃棄→感染性廃棄物保管庫へ搬入→委託業者による収集運搬→中間処理施設で処理→焼却灰を最終処分場へ(埋立)

(日本工業規格

A列56番6.19

受取

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙参照

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	124.456 t	0.42 t
①現状	(これまでに実施した取組) 現状維持に努める事を目標に取り組んできました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	120 t	0.4 t
(今後実施する予定の取組) 医療材料の見直しを検討し現状維持及び削減に努める。			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物の性状により3分別、バイオハザードマークで分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	-	-
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	-	-
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	-	-
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	-	-
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度） 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

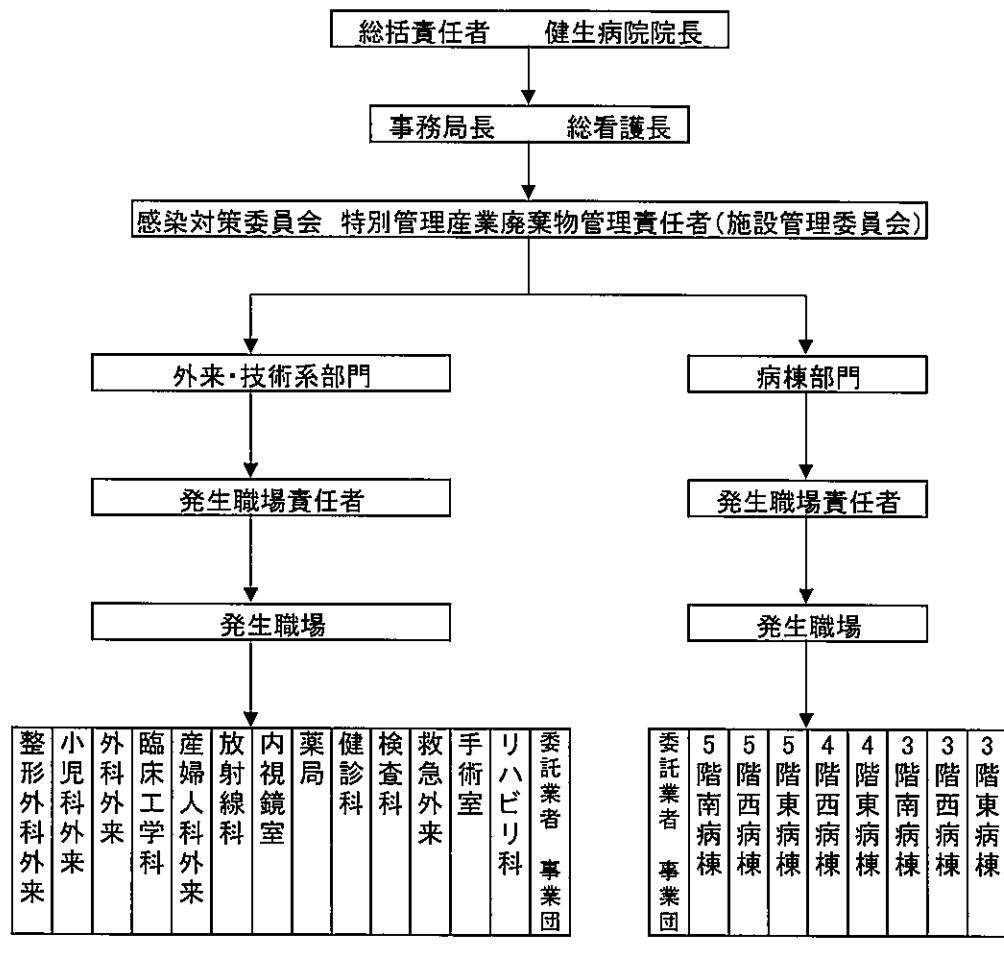
①現状	【前年度（令和4年度） 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	124.456 t	0.42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	-	-
	再生利用業者への処理委託量	-	-
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-
(これまでに実施した取組) 特になし。			

		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
②計画		全処理委託量	120 t	0.4 t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	-	-	
		再生利用業者への 処理委託量	-	-	
		認定熱回収業者への 処理委託量	-	-	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	-	-	
(今後実施する予定の取組) 現状と同様に委託。 委託業者の処理施設視察。					
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和3年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		124.876 t	
		(今後実施する予定の取組) 特になし。			
※事務処理欄					

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 廃棄物管理組織図



## 管理者等の役割

- 総括責任者
  - (1) 廃棄物に関する院内の最高責任者。
  - (2) 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認等。
- 事務局長
  - 各部門からの報告や懸案事項を統括責任者に報告するとともに、廃棄物に関する実務的な業務の責任者。
- 感染対策委員会
  - (1) 廃棄物処理に関する検討。
  - (2) 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、医療系廃棄物の分別、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を決定する。
  - (3) 感染による事故などを防止するための指導監督を行う。
- 特別管理産業廃棄物責任者
  - (1) 各部門からの報告や懸案事項を基に廃棄物発生処理に係わる現場責任者。
  - (2) 特別管理産業廃棄物の処理計画、管理規定の立案。
  - (3) 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討。
  - (4) 特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理。
  - (5) 各帳簿の記載・管理。
  - (6) 監督官庁への各種報告。
  - (7) 知識の周知に努める。
  - (8) その他関係する事項。
- 発生職場責任者
  - (1) 職場内廃棄物の発生状況及び廃棄物状況の監視。
  - (2) 職員への教育。
- 発生職場
  - (1) 適正分別に努める。
  - (2) 感染事故に注意する。